

目 次

学校における食物アレルギー対応のポイント

第1章 食物アレルギーを有する児童生徒への対応

- | | | |
|---|-------------------------|-----|
| 1 | 学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方 | P 2 |
| 2 | 県・市町村教育委員会等が取るべき対応 | P 3 |
| 3 | 学校・調理場が取るべき対応 | P 3 |
| 4 | 校内食物アレルギー対応委員会と各委員の役割 | P 4 |
| 5 | 学校における食物アレルギー対応の流れ | P 7 |

第2章 食物アレルギーについての理解

- | | | |
|---|----------------------|------|
| 1 | 食物アレルギーに関する基礎知識 | P 20 |
| 2 | 食物アレルギーについての理解（職員研修） | P 22 |

第3章 学校給食における対応

- | | | |
|---|------------------|------|
| 1 | 基本方針 | P 28 |
| 2 | 基本的実施基準 | P 28 |
| 3 | 学校給食における主な対応方法 | P 28 |
| 4 | アレルギー対応を行う際の留意事項 | P 30 |

第4章 学校生活における配慮点

- | | | |
|---|-----------------|------|
| 1 | 食物・食材を扱う授業・活動 | P 34 |
| 2 | 運動 | P 35 |
| 3 | 校外活動（宿泊行事などを含む） | P 37 |

第5章 緊急時の対応

P 42

第6章 資料

- | | | |
|---|---|------|
| 1 | 食物アレルギー個別取組プラン（案・決定） | P 50 |
| 2 | 食物アレルギーに関する調査票（単年使用） | P 51 |
| 3 | 食物アレルギーに関する調査票（継続使用） | P 53 |
| 4 | 食物アレルギー個人カルテ面談等記録票 | P 56 |
| 5 | 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用） | P 57 |
| 6 | ロールプレイング シナリオ | P 59 |
| 7 | 文部科学省通知
「今後の学校給食におけるアレルギー対応について（通知）」 | P 61 |

学校における食物アレルギー対応のポイント

— 管理職の指揮のもと、学校全体で取り組む —

◆ 食物アレルギーの理解と正確な情報の把握・共有

- ・医師の診断を踏まえた児童生徒の実態の把握
- ・食物アレルギー・アナフィラキシーの理解
- ・食物アレルギー対応委員会等による組織的な取組
- ・学校、教育委員会、家庭、医療機関、消防機関等の連携
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする。

* 食物アレルギー対応にあたっては、医師の診断に基づき、学校・保護者・医師が連携することが重要です。正しい知識を身に付けるとともに、関係者の共通認識と、十分な情報共有を図り、安全な学校生活に向けた取り組みを進めるためには、ガイドラインの徹底、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の活用が必要です。

◆ 日常の取組と事故予防

- ・安全性を最優先した給食の提供
(実情に合わない無理な対応を行わない、給食の各行程のチェック等)
- ・事故を招くリスクの回避

* 食物アレルギーに対する給食対応は、学校および調理場の状況と食物アレルギーの児童生徒の実態を総合的に判断し、現時点で行うことのできる最良の対応を検討することが大切です。また、学校生活全般における配慮についても、医師の診断に基づいて保護者と確認し、共通理解した上で対応することが重要です。

◆ 緊急時対応への準備

- ・組織的な対応
(研修会の実施、危機管理マニュアル等の作成と情報の整理)

* アドレナリン自己注射薬対応を含めた緊急時の対応準備は、全ての学校において必要です。「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の徹底、アドレナリン自己注射薬使用を含めた緊急時対応についての正しい理解と行動および関係機関等との連携体制強化が、児童生徒の生命を守ることにつながります。